

子育て支援短期利用事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を児童福祉施設において養育します。

【対象者】

次の理由により、家庭において児童を一時的に養育することができないと市が認めた場合保護者が①疾病②出産③看護④事故⑤災害⑥失そう⑦冠婚葬祭⑧転勤⑨出張⑩学校等の公的行事への参加⑪育児疲れ など

【対象児童】

0歳～18歳未満

【利用期間】

原則7日以内（市が認める期間）

（ただし、市がやむを得ない事情があると認めたときは、必要最小限の範囲内で延長）



【入所施設】

玉島学園（2歳以上），旭川乳児院（2歳未満）

【利用者負担金】

区 分	利 用 料
生活保護世帯の児童	（2歳未満） 1人1日につき 500円
	（2歳以上） 1人1日につき 500円
市民税非課税の世帯の児童 （ひとり親世帯・養育家庭）	（2歳未満） 1人1日につき 500円
	（2歳以上） 1人1日につき 500円
市民税非課税の世帯の児童	（2歳未満） 1人1日につき 1,100円
	（2歳以上） 1人1日につき 1,000円
その他の世帯の児童	（2歳未満） 1人1日につき 5,350円
	（2歳以上） 1人1日につき 2,750円